

平成30年第1回港区議会臨時会付議予定案件（概要）

議案第31号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充と賦課限度額の変更をするほか、「国民健康保険法」の一部改正に伴い国民健康保険運営協議会の名称変更等をするものです。

○ 内 容

（1）保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.47 （支援金分）100 分の 1.96 （介護分） 100 分の 1.09	・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.32 （支援金分）100 分の 2.22 （介護分） 100 分の 1.18	△0.15 0.26 0.09
・ 均等割 （医療分） 3 万 8,400 円 （支援金分）1 万 1,100 円	・ 均等割 （医療分） 3 万 9,000 円 （支援金分）1 万 2,000 円	600 円 900 円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

（2）被保険者均等割額の減額措置の拡充

5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

（3）保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
（医療分） 54 万円	（医療分） 58 万円	4 万円

（4）国民健康保険運営協議会の名称を変更します。

・ 国民健康保険運営協議会

→ 国民健康保険事業の運営に関する協議会

（5）財政運営の責任主体が区から東京都に変更となるため、保険料の基礎賦課総額等の算定に係る規定を整備します。

○ 施行期日 平成30年4月1日